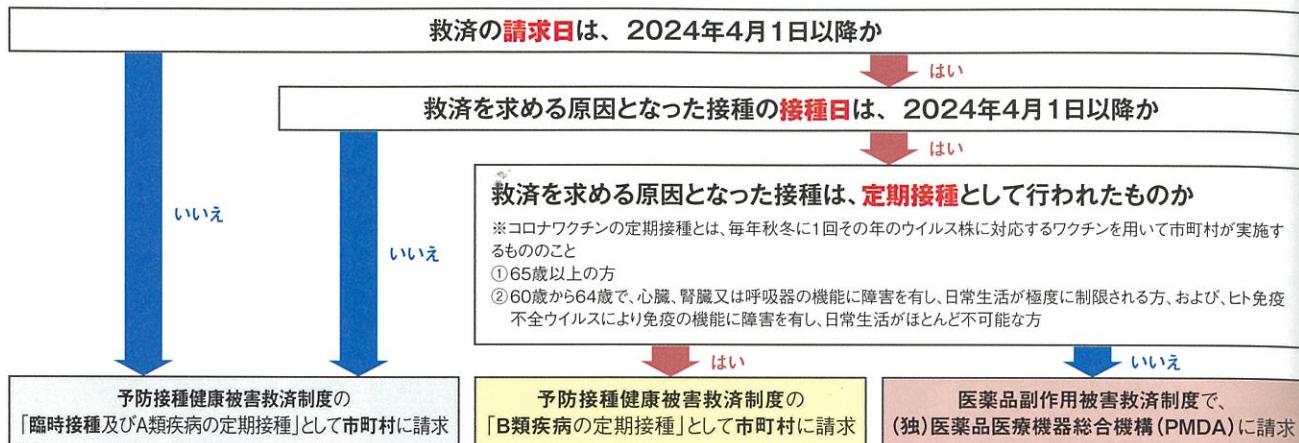
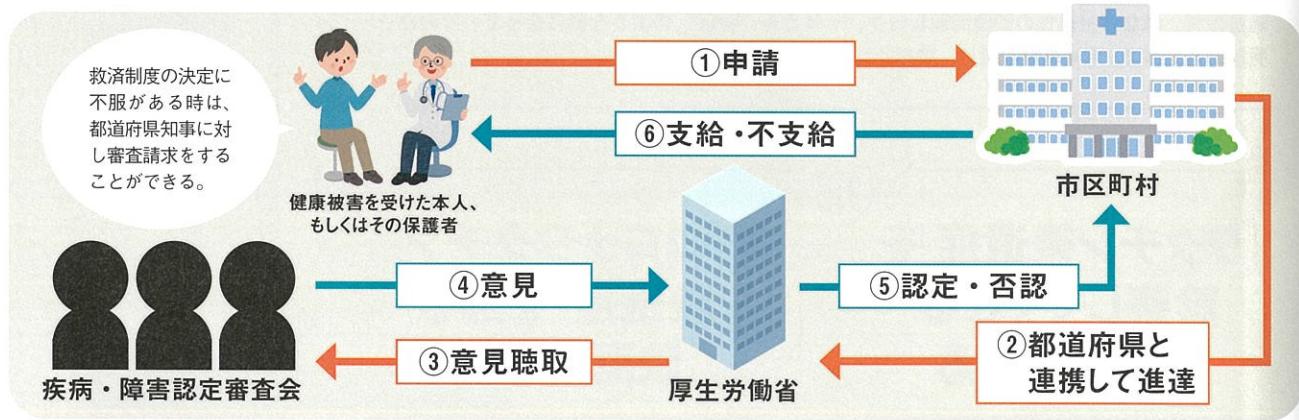


2024年4月以降のコロナワクチン接種後の救済制度



「予防接種健康被害救済制度」の申請から、認定・支給までの流れ



新型コロナワクチン接種後の健康被害について、健康被害救済制度を用いた申請数は、2024年10月24日までに開かれた「疾病・障害認定審査会」の「感染症・予防接種審査分科会」による新型コロナウイルスによる新型コロナワクチン接種後死に至ったとされる878件に、このうち8299件を認定、2511件を否認、19件を保留としています。

また、国内でのワクチン接種後の死亡例は先述のように2024年8月4時点で2262件報告され、いずれも因果関係は認められていませんでしたが、健康被害救済制度では「厳密な医学的な因果関係まで必要としない」という原則から、一部の死亡者には、「因果関係が否定できない」と判断された場合には、死亡一時

厚生労働省では、2024年10月24日までに、新型コロナワクチンの接種後に死亡したとされる878件に、死亡一時金などの支給を認めています。主にワクチン接種後、急性心筋梗塞やくも膜下出血、突然死などで亡くなつた人や、高血圧症や糖尿病などの基礎疾患があつた人などが含まれています。接種したワクチンの種類や接種回数などは明らかにされていません。

給付の種類	給付額(2023年4月現在)
医療費	自己負担分 通院 3万5800円(3日未満) 3万7800円(3日以上) 入院 3万5800円(8日未満) 3万7800円(8日以上)
医療手当(月額)	1級 161万7600円 2級 129万3600円
障害児養育年金(年額)	1級 517万5600円 2級 413万8800円 3級 310万4400円
障害年金(年額)	4530万円
死亡一時金	21万2000円
葬送料	1級 84万6200円 2級 56万4200円
介護加算(年額)	

※厚生労働省のサイトをもとに作成

ワクチン接種による死亡認定も

金が実際に支給されています。